

令和5年9月26日
一般社団法人東京経営サポート協会

パートナー規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人東京経営サポート協会（以下、「当法人」という。）のパートナーとして参加する者（以下、「パートナー」という。）の権利義務を定めることを目的とする。

第2条（パートナーの定義）

パートナーとは、当法人が定める手続きに基づき入会した専門家または法人を指す。

パートナーは当法人の賛助会員とみなす。

パートナーは、当法人の目的達成に資する活動を行う。

第3条（入会）

パートナーとして入会する者は、当会会員の推薦を添えて、所定の入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出する。

当法人は、入会申込書を受領した後、所定の審査を行い、その結果を申込者に通知する。

第4条（会費）

パートナーは、年会費5000円を納付する。

会費は年1回納付し、返還されない。

第5条（業務委託）

当法人は、パートナーに対して業務を委託あるいは紹介することがある。

業務委託は、別途定める業務委託契約に基づき行われる。

業務紹介は、別途定める覚書に基づき行われる。

第6条（退会）

パートナーが退会を希望する場合は、所定の退会申請書を提出する。

当法人は、退会申請書を受領した後、所定の手続きを行い、その結果を申請者に通知する。

第7条（規約改正）

本規約は、当法人の理事会の決議により改正されることがある。改正された規約は、当法人が適切な方法で通知した時点から効力を生じる。

以上